

議題（2）

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルールについて

このことについて、令和5年6月2日付け水産第398号・千水審第1号で千葉県水産振興審議会会長から別添のとおり付議されましたので、審議されたい。

令和5年6月19日

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会

部会長 佐藤 喜雄

水産第398号
千水審第1号
令和5年6月2日

千葉県水産振興審議会
海面利用調整部会長 佐藤 喜雄 様

千葉県水産振興審議会
会長 坂本 雅信
(公印省略)

遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示及び推奨ルールについて（付議）

令和5年6月2日付け水産第381号及び水産第382号で千葉県知事から諮問があった下記の事項については、千葉県水産振興審議会部会設置及び議事運営に関する要領第4条の規定により、貴部会に付議しますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について
- 2 千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルールについて

水産第382号

千葉県水産振興審議会

会長 坂本 雅信 様

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルールについて（諮問）

このことについて、令和5年8月1日以降のルールについて別添案のとおり取り扱いたいので諮問します。

令和5年6月2日

千葉県知事 熊谷 俊人

（公印省略）

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルールについて（案）

地 区 名		水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール	既存・新規
①	浦安～ 富津地区	<p>1 遊漁船業者は、のり漁業者の操業に妨げとなるのり養殖施設並びに施設付近に利用者を案内しないこと。</p> <p>2 大佐和、天羽地先では、タイ釣りにはまき餌を使用しない。</p>	既 存
②	天羽地区 (富津市)	<p>西根※を中心とする半径0.5マイルの海域では、オキアミ、アミコマセ、ミンチを使用するまき餌釣りは禁止する。</p> <p>※西根の緯度経度 (日本測地系) 北緯 35° 10.668' 東経 139° 46.800'</p> <p>(世界測地系) 北緯 35° 10.866' 東経 139° 46.607'</p>	既 存
③	船形地区 (館山市)	<p>1 休業日は、毎月基本的に第1土曜日、正月、お盆及び地元の祭礼とする。</p> <p>2 利用者が次の体長の魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ</p>	既 存

地区名	水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール	既存・新規
④ 西岬地区 (館山市)	<p>1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日及び正月・お盆・お祭とすること。</p> <p>2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。なお、毎年継続してヒラメ稚魚を放流している場所は禁漁とすること。</p> <p>3 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、必ず再放流をさせること。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ</p> <p>4 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内におけるマダイ釣りにおいては、1月から6月の期間、オキアミコマセ釣りは禁止する。 ア 北緯 34° 58.499' 東経 139° 46.006' の点 イ 北緯 34° 59.306' 東経 139° 45.903' の点 ウ 北緯 34° 59.231' 東経 139° 44.062' の点 エ 北緯 34° 57.625' 東経 139° 43.947' の点 オ 北緯 34° 57.925' 東経 139° 45.210' の点 (注) 緯度、経度は世界測地系</p>	既 存
⑤ 相浜・布良地区 (館山市)	<p>1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日とする。</p> <p>2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。</p> <p>3 1月から6月末まで、沖アミ禁止。</p> <p>4 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、再放流とする。 マダイ 全長20センチメートル以下 ヒラメ 全長30センチメートル以下</p>	既 存
⑥ 白浜地区 (南房総市)	<p>1 釣り船は、第2水曜日と第4水曜日を定休日とする。</p> <p>2 コマセ籠はLまでとする。</p>	既 存

地 区 名	水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール	既存・新規	
⑦	千倉地区 (南房総市)	<p>1 休業日は、毎月第2・第4の水曜日及び元旦とすること。</p> <p>2 操業時間は、日の出から日没までとすること。</p> <p>3 ヒラメ及びアコウダイを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年5月31日までとする。</p> <p>4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長22センチメートル以下のキンメダイ (3) 全長30センチメートル以下のヒラメ</p>	既 存
⑧	和田地区 (南房総市)	<p>1 遊漁の操業に際し、漁業者の固まりより一定の間隔を空け、漁業者の操業を妨害するような操業をしてはならない。</p> <p>2 遊漁を営む時間は次のとおりとする。 (1) 出港時間 夜明け (2) 入港時間 13時(漁場終了) ただし、アジ釣り、赤イカ釣りに限り午後の遊漁を営むことができる。</p> <p>3 休業日は漁業者と同じく漁協の規定(第1、第3土曜日、盆、正月及び地元の祭礼日等)に従うものとする。</p>	既 存
⑨	江見地区 (鴨川市)	<p>1 遊漁船のまき餌は6時～12時までの時間規制をする。</p> <p>2 遊漁船のイワシ生き餌釣りは、全面禁止とする。</p>	既 存
⑩	吉浦・天面地区 (鴨川市)	遊漁船の生き餌釣りは、全面禁止とする。	既 存
⑪	太海地区 (鴨川市)	遊漁船は、5月1日～9月30日まで、イワシ生き餌釣りは、禁止とする。	既 存

地 区 名	水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール	既存・新規
⑫ 小湊地区 (鴨川市)	<p>次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内における船舶（無動力船を含む）によるまき餌釣りは禁止。</p> <p>ア 漁業権基点南 7 3 号（鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱） イ 北緯 35° 06.277′ 東経 140° 12.784′ の点 ウ 北緯 35° 06.218′ 東経 140° 12.534′ の点 エ 北緯 35° 06.207′ 東経 140° 12.049′ の点 オ 北緯 35° 06.651′ 東経 140° 11.106′ の点 カ 漁業権基点南 7 2 号の 3（鴨川市内浦字寄浦 1 番地に設置した標柱（第 3 標柱）） （注）緯度、経度は世界測地系</p>	既 存
⑬ 沿岸小型漁船（鴨川市～御宿町）	<p>キンメ場及び大高根への遊漁船の入漁禁止。 ただし、大陸棚以浅でのキンメダイ以外を目的とする釣りは除く。</p>	既 存
⑭ 新勝浦地区 (勝浦市)	<p>新勝浦市漁業協同組合川津支所地先海面のまき餌禁止区域におけるルーアー釣船の操業は午前 8 時からとする。</p>	既 存
⑮ 御宿岩和田地区 (御宿町)	<p>遊漁船の真潮根操業については、操業時間を 8 時 3 0 分から 1 1 時 3 0 分とする。</p>	既 存
⑯ 夷隅東部地区 (いすみ市)	<p>1 遊漁を営む日の出入港時間は原則として次のとおりとする。 (1) 出港時間 午前 4 時 (2) 入港時間 午前 1 2 時 ただし、午後の遊漁は午後 8 時までに入港するものとする。</p> <p>2 休漁日は、毎月第 1 月曜日と第 3 月曜日とする。</p> <p>3 イサキについては、4 月 1 日～9 月 3 0 日。午前 5 時～午前 1 1 時まで（午後禁止）。イサキに限りアミのコマセを使用可。イワシ、サンマのミンチ、オキアミのまき餌は、漁業、遊漁とも禁止。 操業海区の制限は共同漁業権の範囲内。</p> <p>4 ヒラメは 1 0 月 1 日～5 月 6 日。操業時間は午前 5 時 3 0 分～午前 1 2 時まで（1 0 月から 1 1 月末日）、午前 6 時～午前 1 2 時まで（1 2 月から 5 月 6 日）。午後は禁止。操業海区の制限、禁漁区がある。</p> <p>5 フグは 9 月 1 日～3 月 3 1 日及び 5 月 1 日～5 月 6 日。 午前 1 2 時まで（午後は禁止）。尾数制限あり。</p> <p>6 イカ、キンメダイは勝浦地区（千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合）の規則に従う。（休漁日は異なる）</p> <p>7 5 月 7 日～9 月 3 0 日まで、生き餌釣りは、禁止とする。</p>	既 存